

労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

雇用保険 育児休業給付制度の変更について

育児休業法の改正などに伴い、雇用保険の育児休業給付制度が変更になっています。今回の育児休業法・雇用保険法の改定は、少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的としています。

1. 平成22年4月1日開始：「育児休業給付金」

平成22年4月以降育児休業を開始された方は、「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」を統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給されることになりました。

育児休業給付金の額は、育児休業開始前の賃金月額50%です。

※以前は、育児休業期間中に賃金月額の30%（「育児休業基本給付金」。2カ月に一度）、育児休業終了後6カ月間雇用される場合に残りの20%（「育児休業者職場復帰給付金」）が支給されていました。

2. 平成22年6月30日開始：「パパ・ママ育休プラス」導入に伴う育児休業給付金の支給期間延長等

(1) 「パパ・ママ育休プラス」とは？

父親母親ともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月（今までは1歳）までの間に1年間育児休業を取得可能としました。こうした育児休業を取れる期間の延長制度の愛称が「パパ・ママ育休プラス」です。

また、母親の産後休業期間中（産後56日）にも父親は育児休業を取得することが可能となりました。この場合、特別の事情がなくても、再度の取得が可能となります。



(2) 育児休業給付金の支給期間延長

「パパ・ママ育休プラス」の利用により育児休業を取得する場合には、子が1歳2カ月に達する日の前日の間に最大1年まで育児休業給付金が支給されます。

※子が1歳に達する日が平成22年6月30日以降である方は対象となります。

また、母親の産後休業中に取得する父親の育児休業期間についても育児休業給付金が支給されます。

※育児休業法の改定、それに伴う育児介護休業規定の見直し、雇用保険育児休業給付金についての詳細につきましては労務協会までお問い合わせください。

（編集後記）平成22年5～7月号は業務多忙につき『労務協会からのお知らせ』を休刊させていただきました。6月21日より新しいスタッフが加わりました。重坂知代子です。よろしくお願いいたします。出口の見えない経済悪化状況ですが、何とか新しく積極的な発想をして打開していきたいもの。「考え方ツール」に『オズボーンのチェックリスト』というものがあります。発想の「切り口」としてきっと役に立つはず。

(1) 転用	他に使い道が無い？	<着火用→マッチ棒の家>
(2) 応用	他からアイデアが借りられない？	<はし立て→円筒型マッチ>
(3) 変更	変えてみたらどうか？	<四角→丸・三角型マッチ>
(4) 拡大	大きくしてみたらどうか？	<大マッチ>
(5) 縮小	小さくしてみたらどうか？	<ミニマッチ>
(6) 代用	他のもので代用できない？	<木→紙マッチ>
(7) 再利用（置換）	入れ替えてみたらどうか？	<軸入れの場所変え>
(8) 逆転	逆にしてみたらどうか？	<超豪華マッチ>
(9) 結合	組み合わせてみたらどうか？	<占いマッチ>